

第6回 天竜川流域委員会

議 事 次 第

日時：平成20年7月11日(金) 13:00～16:30

場所：名古屋国際センター ホール（別棟）

1．開 会

2．挨 拶

3．議 事

(1)第5回天竜川流域委員会議事要旨の確認

(2)意見聴取の取り組みについて

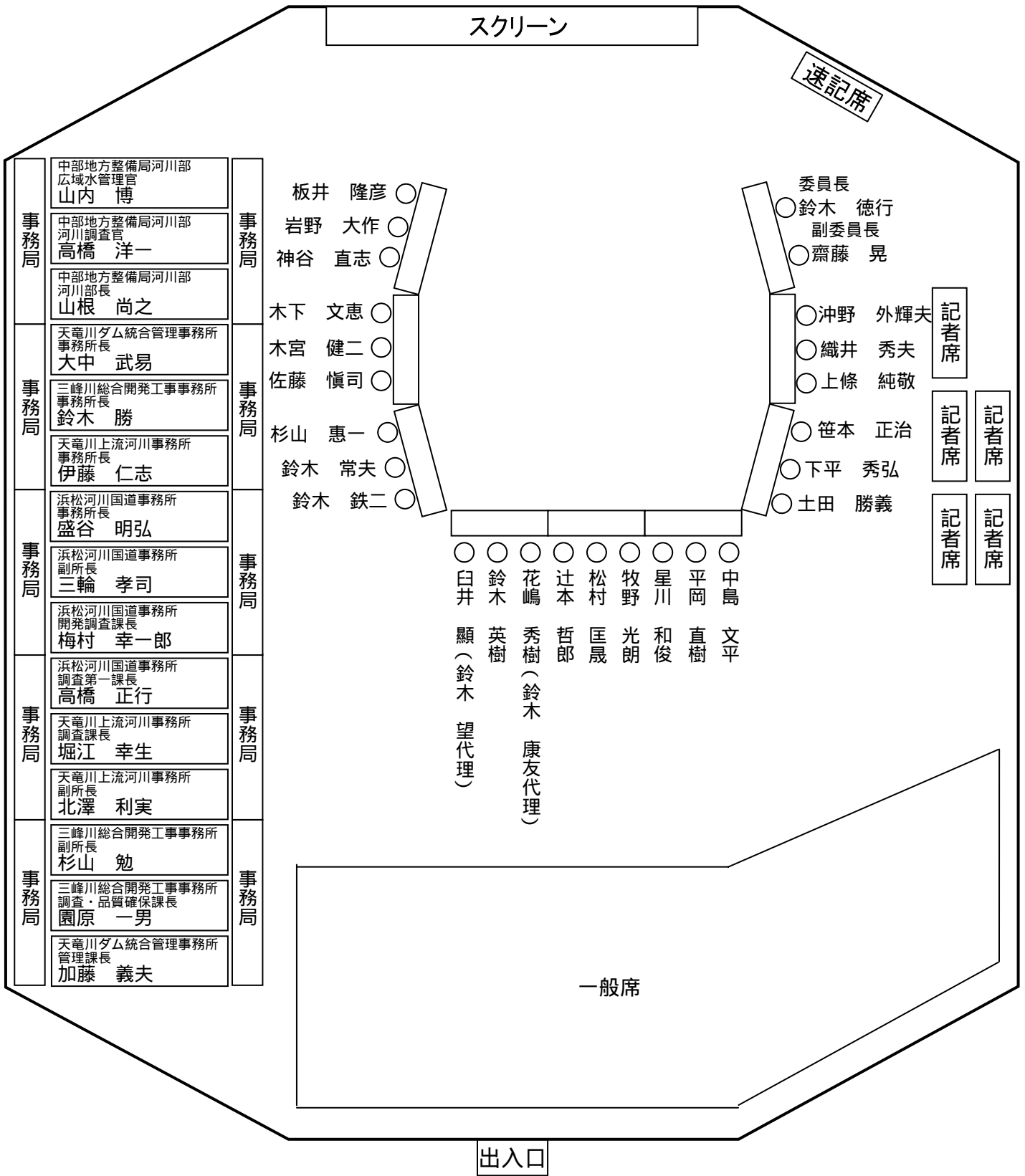
(3)天竜川水系河川整備計画原案（案）について

(4)大規模事業等について

(5)今後の進め方について

4．閉 会

第6回 天竜川流域委員会 配席図



第6回天竜川流域委員会 出席者一覧表

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 准教授	魚 類
	いわの だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	あきの と き かつ 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	おりい ひでお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地域・まちづくり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや なたし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地域・まちづくり
	きした ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワ-クセンター	地域・まちづくり
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	ささと しょうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水 文 化 ・ 歴 史
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	しもだい ひろ 下平 秀弘	弁護士	地域・まちづくり
	すぎやま けいいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地域・まちづくり
	すずき のぞむ 鈴木 望	磐田市市長 (代理:磐田市収入役 白井 顯)	地 域 施 策
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	すずき やすとも 鈴木 康友	浜松市長 (代理:副市長 花嶋 秀樹)	地 域 施 策
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つちだ かづし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地域・まちづくり
	ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観
	ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水
	まきの みつお 牧野 光朗	飯田市市長	地 域 施 策
まつむら まさあき 松村 匡晟	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類	

(50音順 敬称略)

欠席

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委 員	いわほり けいけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	きたざわ しゅうじ 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	こすぎ さとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地域文化・民俗
	つづみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
	もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類
	やまだ かつみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策

天竜川流域委員会規約

（趣旨）

第1条 この規約は、天竜川流域委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要事項を定めるものである。

（目的及び設置）

第2条 委員会は、天竜川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者が河川に関する意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会の委員は局長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政機関に所属する者については、この限りではない。
4. 委員会は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。

（委員会）

第4条 委員会には、委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員は、書面で意見を述べるができる。

（情報公開）

第5条 委員会の会議、会議資料、議事内容については、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則として公開とする。

2. 会議資料及び議事内容の公開方法については、委員会でこれを定める。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意を得て、これを行うものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付 則

（施行期日）

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

別紙

天竜川流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 准教授	魚 類
	いわの だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	おきの ときお 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	おりい ひでお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地域・まちづくり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや ただし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地域・まちづくり
	きした ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター	地域・まちづくり
	きたざわ しゅんじ 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	こすぎ さとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地域文化・民俗
	さもと しょうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水文化・歴史
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	しもだいら ひでひろ 下平 秀弘	弁護士	地域・まちづくり
	すぎやま けいいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地域・まちづくり
	すずき のぞむ 鈴木 望	磐田市市長	地 域 施 策
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	すずき やすとも 鈴木 康友	浜松市長	地 域 施 策
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つちだ かつよし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	つみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地域・まちづくり	
ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観	
ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水	
まきの みつお 牧野 光朗	飯田市市長	地 域 施 策	
まつむら まさあき 松村 匡晟	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類	
もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類	
やまだ かつふみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策	

(50音順 敬称略)

天竜川流域委員会の運営について

(趣 旨)

天竜川流域委員会(以下「流域委員会」という。)の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍 聴)

1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - 意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見等を述べることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
 - なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と併せ、所定の時期にホームページ等で公表します。
 - 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

流域委員会の資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

天竜川流域委員会 意見シート

ご意見等がございましたら、このシートに記入のうえ、事務局（受付）にお渡し下さい。

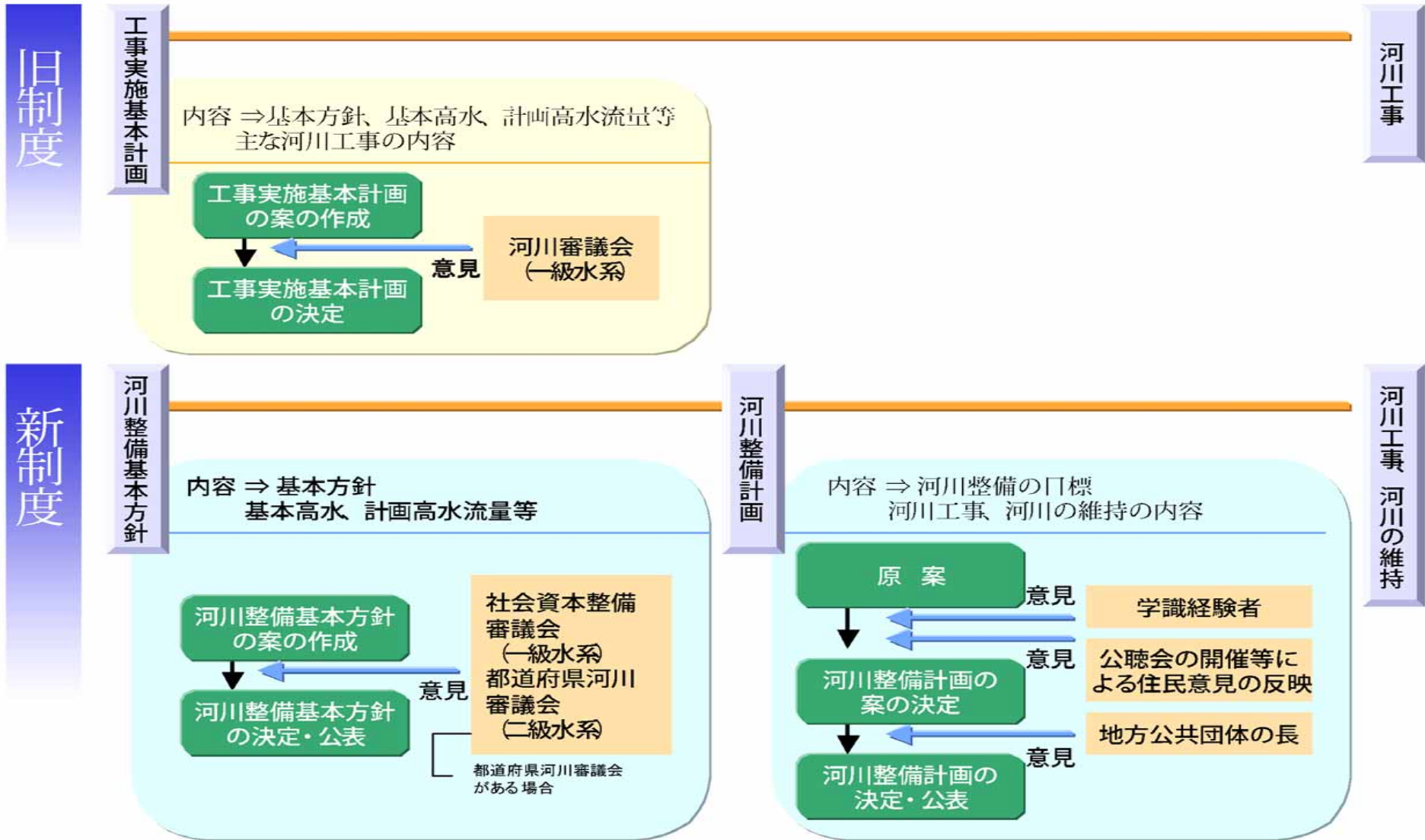
お住まいの市町村名	
ご意見等	

このシートにご記入、ご提出いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。

なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と合わせ、所定の時期にホームページ等で公表します。

平成9年河川法改正（河川整備基本方針等策定の流れ）

地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
 長期目標と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更



河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内 容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	河川整備計画の目標
	河川の整備の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・計画高水流量 ・計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・流水の正常な機能を維持するため必要な流量 	河川の整備の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会の意見を聴く ・河川整備基本方針検討小委員会の審議H20.3了 ・社会資本整備審議会河川分科会を経て策定予定(社会資本整備審議会河川分科会の審議H20.5.29了) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者の意見を聴く ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く

第5回天竜川流域委員会 議事要旨(案)

日時：平成20年6月16日(月)13:00～15:50

場所：名古屋国際センター ホール(別棟)

1. 開会

開会挨拶(中部地方整備局河川部長)

2. 挨拶

委員長挨拶

3. 議事

(1) 第4回天竜川流域委員会議事要旨の確認

「第4回天竜川流域委員会議事要旨(案)」について確認されました。

(2) 今後の進め方について

「今後の進め方(案)」について確認されました。

(3) 天竜川水系河川整備計画たたき台について

主に次のような意見をいただきました。

- ・堤防の除草について、花粉症等の問題もあるため、住宅の近くは早く実施するとか住民と協力して実施するとかの対策も入れられたい。
- ・環境について、これまで整理した「現状と課題」がかなり省略されているように思う。
- ・ダムによって水や生物の上下流の往来が阻害されていることへの対策も必要だと思う。
- ・佐久間ダムの土砂バイパストンネルで魚を上り下りさせるようなことも考えられたい。
- ・佐久間ダムの土砂管理だけでなく、他の要因へも働きかけないと遠州浜は元に戻らないように感じる。
- ・河床に植物が生えていることによって、流下による施設破壊やアーマコートが進まず土砂が貯留されることによる河積の減少といった問題があるが、それをどう把握して計画に活かされているかを説明されたい。
- ・河口付近での生物の生息環境で貴重な場をどのように扱うのか、樹木伐開の考え方を記されたい。
- ・佐久間ダムから土砂を流下させることで生物に対して何らかの影響が想定されるならば、保護の仕方などについても考えられたい。
- ・水質のメニューとして監視しか記述されていないが、それだけで大丈夫なのかと感じる。
- ・これまでの議論の内容とたたき台との整合性に疑問を感じる。
- ・治水だけでなく、他の項目についても比較表があるとよい。
- ・各項目の目標設定によって複合的にどう作用するのかを示せば、全体的なバランスを見通しやすくなる。
- ・流域の大半を占める森林整備について、現状をどのようにとらえて治水や総合土砂管理、環境の目標を設定したのかが分かるとよい。
- ・水利用の合理化についてももう少し掘り下げることができないだろうか。

- ・環境について、生活の基盤や歴史、文化や風土なども入れられたい。
- ・総合土砂管理について、粒径の表示を統一するなどして、上下流一貫した土砂収支を示されたい。
- ・河川の整備や管理の目的は、一番が治水で次が利水だと思う。また、これらの取組みの結果が環境に現れてくることで良いのではないか。
- ・地球温暖化の影響で融雪時期が早まっていることから、貯水の面で戸草ダムは必要ではないかと思う。
- ・各ダムに土砂流下の施設を整備することは大変なことだと感じるが、ダムを造った後に短期間で海岸侵食が起きている現状をみれば、土砂流下の機能を発揮してほしいとも思う。
- ・人と河川との関係や協働の中で河川の利用価値を高めていくというような視点も持つ必要があると思う。
- ・流下能力確保やワンドの創出などに砂利採取の活用を検討してはどうか。
- ・総合土砂管理にあたっても特定採取制度の活用を検討してはどうか。
- ・海岸汀線の後退やダムへの土砂堆積といった課題から、総合土砂管理の取り組みは重要だと感じている。
- ・海岸侵食は深刻な問題で、一義的には土砂供給の遮断に問題があると認識している。
- ・総合土砂管理で設定した目標で、海岸線や河道がどのような姿になっていくのかも示せるとよい。
- ・環境についても目標を立てられる状況になっていると思う。これまでの議論を振り返って問題点を整理し、どのような取り組みをすべきか書き込む努力をされたい。
- ・環境について、これまでの議論で出された特徴にのっとり、対策や維持管理についてもしっかりと書かれたい。
- ・魚類については、外来の病気や種の移入が問題となっているため、それらへの対策も入れられればと思う。
- ・鷲流峡は急流や景観から船下りやラフティングのハイライト地点になっているため、河道掘削の整備にあたっては地域の人々や関係者の意見を聴きながら進められたい。
- ・諏訪湖と天竜川の安全、安全と環境とは相反するところが出る。安全で、自然豊かな川にしていくこと、それぞれ自分ができることの努力を積み重ねることが大切だと思う。
- ・整備計画の前提となる資料は、戦後から今日までのデータだと思うが、これからの気候変動にどう対処していくかも触れられたい。
- ・住民と河川との関わりの現状、例えば夏のアレチウリ駆除、冬の河川整備、春・夏の魚釣りといったことにも触れられたい。
- ・カモガヤをいつ切るのかとかオオキンケイギクをどうするのかといったことが地域にとって重要な課題となっていることから、これらへの具体的な対処にも触れられたい。
- ・環境は常に変化するため、モニタリングをしていかなければならない。その体制についても盛り込まれたい。
- ・放置された山林の緊急避難的な整備を入れることも考えられたい。
- ・浸水想定区域における土地利用や建築の規制などについても市町村と調整しながら実施することを入れられたい。
- ・河道の整備にあたっては、魚が棲めるように実施されたい。
- ・河道内樹木や流木の対策など河川の美化についても実施されたい。
- ・三峰川の安定は水源地の犠牲のうえでできた美和ダムのおかげ。戸草ダムを延期すると、そうした上流域住民への治水上の安定が確保されない状況が続くことになる。

- ・発電減水区間について、住民、利水者、河川管理者の理解と合意を形成のうえ、生物が棲めるような流量を確保するためのガイドラインをつくる必要があると思う。
- ・環境について、人と川がふれあえる場所の具体的な計画、例えば空間としての堤防の活用などを示せればと思う。
- ・土砂流出を抑止するような山林づくりについても具体的に載せられたい。

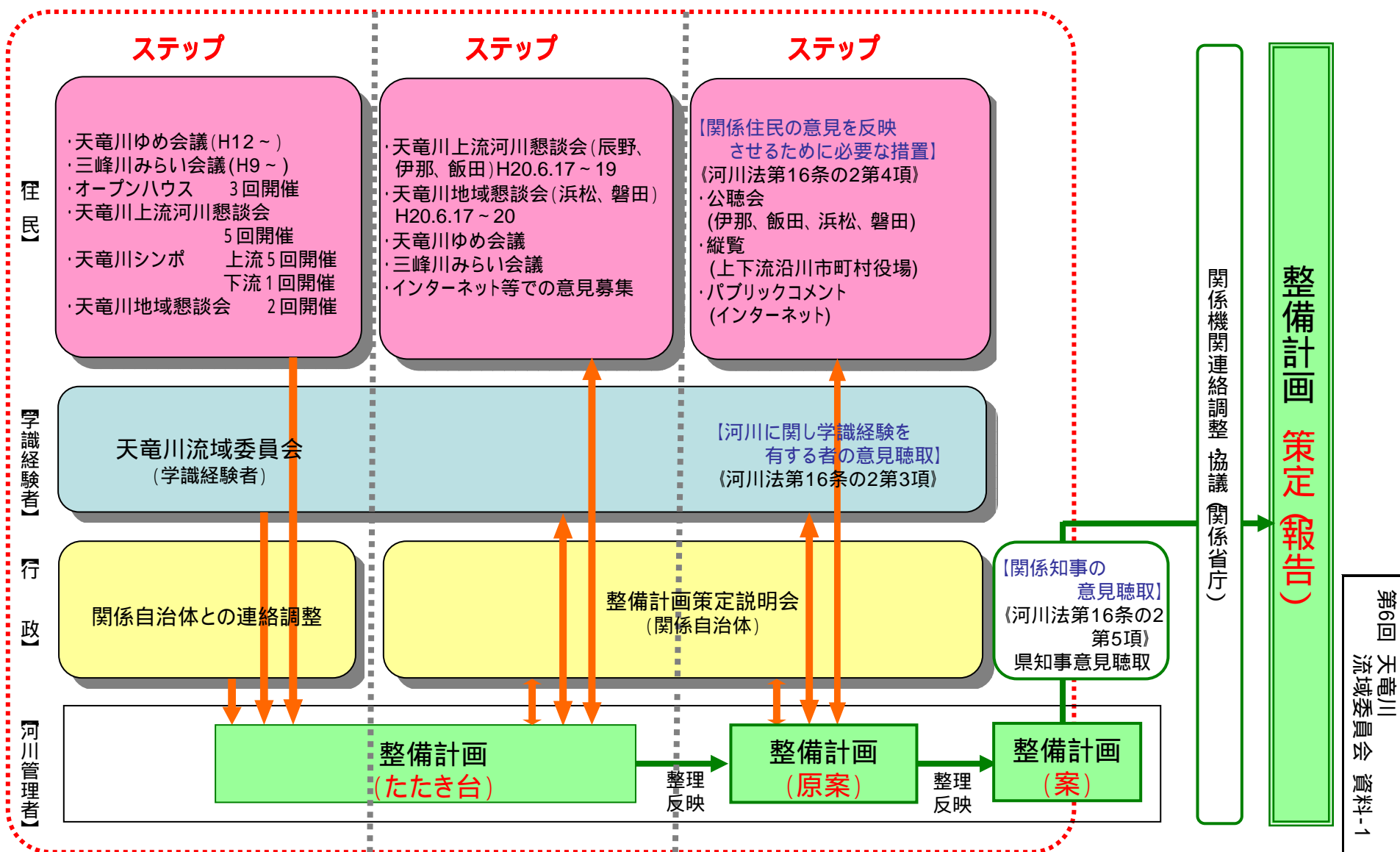
(4)大規模事業等について

主に次のような意見をいただきました。

- ・土砂バイパストンネルの運用で水質はどうなるのか、運用にあたっての監視機能などをどう整えていくのか、漁業などへ何か影響があった場合の救済についてどうするのかといった配慮がほしいと思う。
- ・いつから運用するとか、スケジュール的なことも示されたい。

4.閉会

天竜川水系河川整備計画策定の進め方(概念的フロー図)



今後の進め方(案)

